新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR等検査及び抗原検査）

の委託契約締結に関する委任状　送付状

＜R3.4.1 県立保健所管内分＞

長崎県医師会長

　　森　崎　正　幸　　様

本院において、標記行政検査を実施することとし、別紙のとおり委任状を送付いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |
| 担当者 |  |
| 連絡先電話 |  |
| 連絡用E-mail |  |
| 長崎大学病院での検査実施 | ※実施可能な地域は、長崎市・諫早市・長与町・時津町（8/12～）、大村市・島原市・南島原市・雲仙市（9/7～）、佐世保市・東彼杵郡・西海市・佐々町（9/28～）です。（以降、随時拡充して参りますのでホームページでご確認下さい）※実施区域の医療機関で長崎大学での検査実施予定の場合は、事前に容器等を搬送会社が納入しますので下記に◯印をお願いします。（長崎大学病院と既に個別契約等を交わしておられる場合はそちらが優先されますので記載不要。）検査依頼予定あり |

※連絡用E-mailは、本件に係る必要事項や情報提供、今後作成予定のマニュアル等送信に使用いたしますので、必ずご記入下さい。

※委任状の情報は、長崎県医師会と集合契約を結ぶ（予定含む）県、長崎大学病院（同病院に検査依頼の意向を示した医療機関のみ）、検体搬送会社等必要な範囲で提供します。

※本状及び委任状を郵送で長崎県医師会までお送り下さい。

〒852-8532 長崎市茂里町３番27号 長崎県医師会 保険医療課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR等検査及び抗原検査）

の委託契約締結に関する委任状

代理人：一般社団法人　長崎県医師会

委任者

　①医療機関名：

　②郵便番号：

　③住所：

　④電話番号：

　⑤代表者氏名：　　　　　　　　　印

当院は、一般社団法人　長崎県医師会に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

１ PCR 検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））又は抗原検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））に係る委託契約を希望する場合

○　新型コロナウイルス感染症に係るPCR 検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの）又は抗原検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））の実施について、長崎県からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

○　当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの長崎県に対する表明

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

□　疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと

□　必要な検査体制が確保されていること

□　医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年10 月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。

　・　標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・　採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

２ １に加え、PCR 検査（喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）等の唾液及び鼻腔拭い液（自己採取したもの）以外の検体）又は抗原検査（鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）、鼻咽頭拭い液）も実施することを希望する場合

○　新型コロナウイルス感染症に係るPCR 検査（喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）等の唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの）以外の検体）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液）の実施について、長崎県からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

○　当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの長崎県に対する表明

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

□　疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと

□　必要な検査体制が確保されていること

□　医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年10 月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。

・　標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・　採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

・　鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・　エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２

年10 月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）（抜粋）

２．新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

（１）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

・医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。

・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。

・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。